

障害のある学生の修学・就職支援促進事業 審査要項

障害のある学生の修学・就職支援促進事業において支援する事業の選定に係る審査は、本審査要項により行うものとする。

I 審査方法

審査は、外部有識者からなる「障害のある学生の修学・就職支援促進事業委員会」（以下「委員会」という。）において、「書面審査」及び必要に応じて行う「面接審査」により行い、これに基づく合議審査により選定候補事業を決定する。

文部科学省は、委員会の決定を十分尊重し、選定事業を決定する。

1. 書面審査

委員は、申請書に基づき書面審査を行う。審査にあたっては、「II 審査方針」の評価項目及び評価基準に留意しつつ、評価を行う。

2. 面接審査

委員は、申請書及び書面審査の評価結果に基づき面接審査を実施する。面接審査は、書面審査の後、必要に応じて実施する。

面接審査の実施方法については別に定める。

3. 委員会における合議審査

書面審査及び面接審査の結果に基づき、委員会の合議審査を行い、選定候補事業を決定する。

Ⅱ 審査方針

1. 評価項目

選定に当たっては、以下の点に留意して審査を行う。

(1) 障害学生支援ネットワークの形成支援及び連携の推進

連携プラットフォームへの参加大学等を増やすだけでなく、大学等の連携に加え、各地域の行政機関や労働・福祉機関、民間企業等の社会資源を含めた地域ごとのネットワーク形成を支援するほか、日本学生支援機構等を含む、既存の機関・障害学生支援ネットワーク等との連携を実施し、促進する事業となっているか。

- ◎ 構想・計画された障害学生支援ネットワークの形成支援及び連携の推進に係る内容は、本プログラムの目的に照らし適切か。

(2) 専門的知識を有する障害学生支援人材の育成・教職員の理解啓発に向けた研修の実施

拠点大学等を中心に、連携プラットフォーム参加大学等に向け、障害学生支援に関する基本的な考え方である「障害の社会モデル」、「不当な差別的取扱い」、「合理的配慮の提供」、「紛争の防止・解決」等の理解・啓発から高度な専門的プログラムまで、幅広く障害学生支援に関する研修を実施し、中・小規模の大学等も含めた高等教育機関全体における体制整備の促進や、専門的知識を有する障害学生支援人材の育成を図る事業となっているか。

- ◎ 構想・計画された専門的知識を有する障害学生支援人材の育成・教職員の理解啓発に向けた研修に係る内容は、本プログラムの目的に照らし適切か。

(3) 大学等や学生等からの相談への対応及び大学等に対する支援機器の貸出

障害学生支援体制の整備や支援方法、合理的配慮の考え方や紛争防止・解決等について、大学等において障害学生支援を行う担当者や、合理的配慮の提供や支援内容等に関して困りごとを抱える学生等が、直接相談できる窓口を設置し、効果的な支援や具体策の提示など専門的な助言や提案を行う。加えて、大学等に対する支援機器（AT：Assistive Technology）の貸出しを含めた支援を実施する事業となっているか。

- ◎ 構想・計画された大学等や学生等からの相談への対応及び大学等に対する支援機器の貸出への対応に係る内容は、本プログラムの目的に照らし適切か。

(4) 規模や体制に関わらず全ての大学等が活用できる障害学生支援の好事例の収集・発信

障害のある学生に向けた就職支援の取組や、障害学生支援の手続等に関する規程等のガイダンスでの周知など、各大学等で取組が進んでいないものや、合理的配慮の提供事例、紛争解決事例、「心のバリアフリー」促進に向けた、ピア・サポートの効果的な実施方法等について好事例を収集し、全ての大学等が参照できるデータベースを構築するとともに、低年次の障害のある学生に向けた卒業進路への意識付けや、中・小規模大学等における体制整備等のロールモデルの事例等、事業を通して得られた知見等の成果を集約し、各大学等へ発信する事業となっているか。

- ◎ 構想・計画された規模や体制に関わらず全ての大学等が活用できる障害学生支援の好事例の収集・発信に係る内容は、本プログラムの目的に照らし適切か。

(5) 事業目的、目指すべき姿

申請する事業の目的や目指すべき姿が明らかにされているか。

- ◎ 事業目的や目指すべき姿は本プログラムの目的に照らし適切か。

(6) 事業の広域的な広がり

事業が特定の大学等や地域に限定されることなく、広域的な広がりを想定した構想・計画となっているか。また、連携プラットフォームの広域的な活用の観点から、事業に連携または参加する大学等の拡大に向けた具体的な方策となっているか。

- ◎ 構想・計画された事業は、事業目的に照らして適切な広がりが期待できる内容となっているか。

(7) 学生、大学等、社会のニーズに応える工夫

学生、大学等、社会のニーズを不断に収集・分析できる工夫や、それを踏まえた柔軟な事業展開を図ることができる工夫が構想・計画されているか。

- ◎ 構想・計画されたこれらの工夫は適切か。

(8) 連携体制・マネジメント体制

事業を効果的に運営していくために、申請代表校を中心として共同申請校（連携校）や参加校・参加機関・参加企業等との連携体制に加え、申請代表校による事業のマネジメント方針を含めた事業実施体制が明らかにされているか。また、これらの機関の役割分担や協力内容等についての考え方が明らかにされているか。

- ◎ 構想・計画された連携体制やマネジメント体制、関係機関等の役割分担や協力内容についての考え方は適切か。

(9) 達成目標（アウトプット・アウトカム）の設定と自己評価

公募要領で示した【A】①～④の推進について、その進捗状況を明確化する観点から、【A】①～④それぞれに関する定量的な指標を用いた達成目標（アウトプット・アウトカム）が設定されているか。また、現状分析に基づいて申請事業独自の達成目標（アウトプット・アウトカム）も設定されているか。特に、【A】④の成果の集約や普及・展開については、単にウェブサイトに掲載するだけでなく、普及・展開をどのように実施していくかという観点から、具体的に設定されているか。

- ◎ 設定された指標や達成目標は意欲的かつ適切か。

また、これらの達成目標を用いて、自己評価を実施し、柔軟に事業を改善できる工夫や仕組みが構想・計画されているか。

- ◎ 構想・計画された自己評価の工夫や仕組みは適切か。

2. 書面審査における各評価項目の評価

書面審査においては、1.（1）～（9）の各評価項目について、以下の基準に基づく5段階の評価を行う。

（基準）

- | | | |
|------------|----------|---------|
| A：非常に優れている | B：優れている | C：妥当である |
| D：やや不十分である | E：不十分である | |

Ⅲ その他

1. 開示・公開等

- (1) 選定に係る委員会の議事及び会議資料は原則として非公開とする。
- (2) 選定された事業は、文部科学省ウェブサイトへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。
- (3) 委員会の委員の氏名は審査終了後の適切な時期に公表することとする。

2. 利害関係者の排除

委員は、利害関係を有する大学等から申請がある場合は、その旨事務局に申し出ることとし、自己の関係する申請の審査を行わないものとする。

また、委員会における当該申請の個別審議に加わらないこととする。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- 委員が当該大学等の専任又は兼任の教職員として在職（就任予定を含む）している場合
- 委員が当該大学・学校法人等の役員として在職（就任予定を含む。）している場合
- その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合等

3. 情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限等

- (1) 委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び大学等の審査内容に係る情報について外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員は、審査の過程で不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省に報告しなければならない。
- (3) 文部科学省は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。
- (4) 委員は、審査の過程で取得した情報（申請書等各種資料を含む）について他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- (5) 審査資料等は、取組の選定を行うことを目的とするものであり、委員はその目的の範囲内で使用する。

【審査手順（選定までの流れ）】

